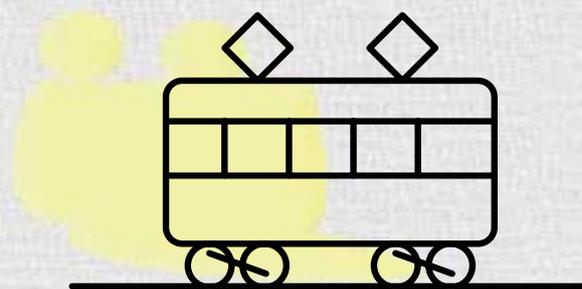
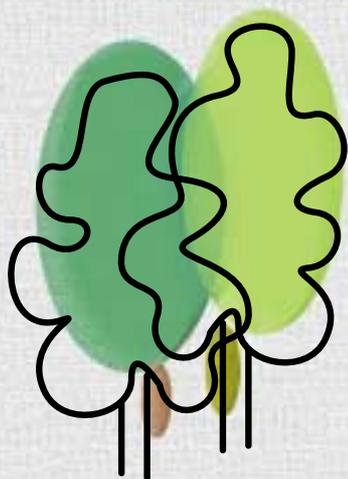


# みんなの将来のために 市町村のあり方を考えてみよう

(市町村合併について)



奈良県

# 1

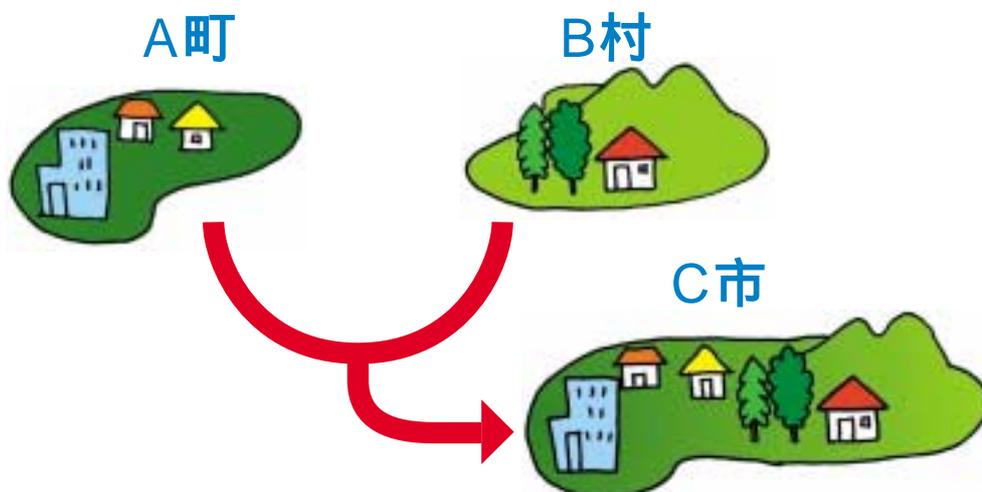
## 「市町村合併」とは どういうことですか？

市町村合併とは、いくつかの市町村が一緒になって、より大きな市町村になることです。

市町村合併には、「**新設合併**」と「**編入合併**」の2つがあります。

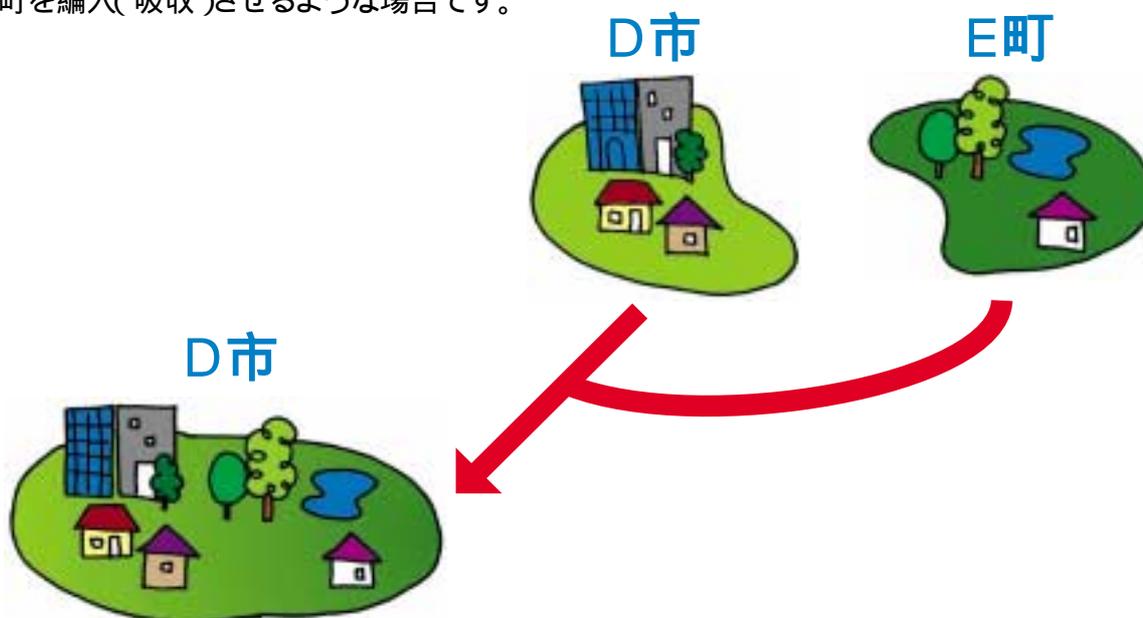
### 「新設合併」とはどういうことですか？

A町とB村が一緒になってC市をつくるような場合です。



### 「編入合併」とはどういうことですか？

D市にE町を編入(吸収)させるような場合です。



# 2

## 市町村合併はなぜ必要なのでしょう？

### 日常生活圏が広がってきています

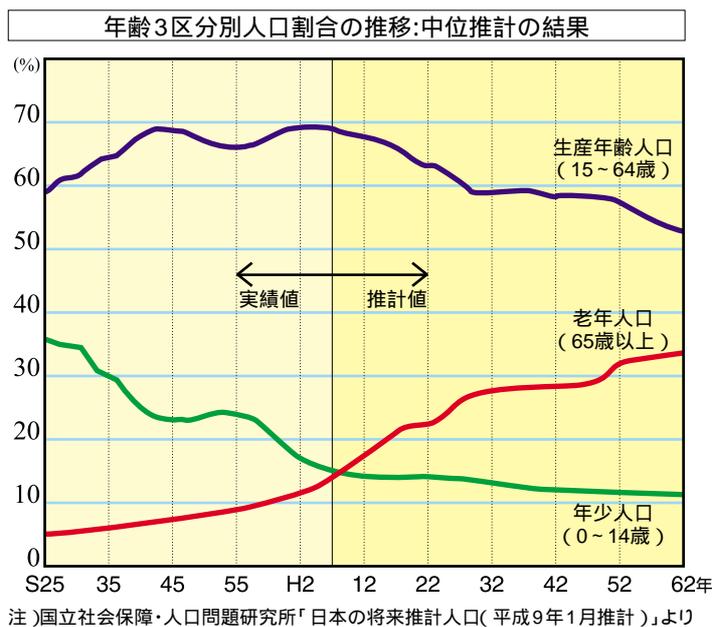
交通や情報通信手段の発達により、住民の皆さんの通勤・通学、買い物などの行動範囲が市町村の区域を越えて広がってきています。

### 行政ニーズが高度化・多様化してきています

少子・高齢化、環境保全対策などの新たな課題への対処の必要性とともに、価値観や生活様式の多様化が進むなど、住民の方々の行政ニーズは高度化・多様化してきています。

今後、少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本の整備などに取り組む上で、その財政需要はますます増大すると見込まれていますが、地方財政は、借入金残高が急増しており、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることから、極めて厳しい状況にあり、必要なサービスを適切に提供できるよう市町村の連携等の体制整備が求められています。

#### 【少子・高齢化の推移】



### 地方分権の推進と自主的・主体的な地域づくりが求められています

地方分権の取組みにおいて、地方公共団体の自主性・自立性を高め、自らの地域のことを自ら考え自ら取り組むことのできる行政システムの整備が進められてきています。

こうした中で、市町村が地域の課題に包括的に対処できるよう、その行財政基盤の強化と体制整備を進めていくことが必要とされています。

# 3

## 市町村合併にはどのようなメリットがあるのでしょうか？

### 日常社会生活圏に対応した行政展開が可能となります

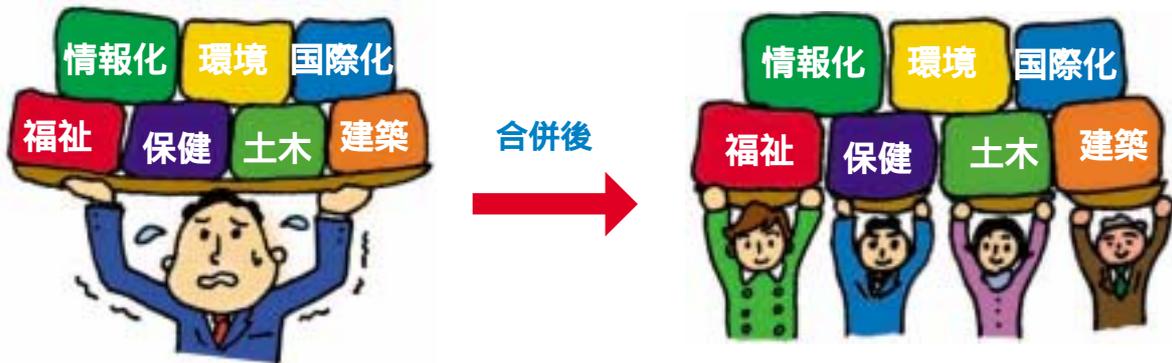
市町村合併により、生活圏の拡大に対応して、各種の行政サービスを提供することが可能となります。また、広域的にスポーツ施設や文化施設などの公共施設の利用が可能となるなど、住民の皆さんの利便が向上します。

さらに、合併によって現在の市町村の区域を越えた大きな視点から、まちづくりや土地利用などの様々な取組みを行うことにより、地域の将来像や発展の方向性について、幅広い展開を期待することができます。



### 行政サービスの高度化・多様化を図ることができます

市町村合併により、専任の職員や部局の設置・増員等、組織の一層の高度化や合理化、より効果的な公共施設の配置などが可能となるとともに、重点的な投資による基盤整備等、限られた税財源や職員等の有効活用により、一層高度かつ多様な行政サービスの提供が可能となります。



### 市町村の行財政基盤を強化することができます

市町村合併により、行財政の効率化と基盤強化を図ることができ、市町村の自主性・自立性を高め、様々な政策決定をより的確に行うことが可能となります。

さらに、合併に伴い、中核市や特例市への移行、市制の施行等がなされる場合には、市町村においてより一層様々な行政サービスや事務を実施することが可能となります。

# 4 市町村合併によって 困ることはないのでしょうか？

## 合併後の中心部と周辺部との地域格差が生じませんか？

合併についての協議を行う「合併協議会」において、「市町村建設計画」を作成することとなっています。この計画の中で、合併後の市町村の均衡ある発展が図られるように配慮して、合併後の市町村のまちづくりの基本方針等を定めることとなります。



## 住民の意見が反映されにくくなりませんか？

合併前の旧市町村の区域ごとに「地域審議会」を設置することができ、合併後も地域住民の声を施策に反映させたきめ細かな行政サービスを展開することが可能と考えられます。

## 行政サービスの水準が低下しませんか？

一般的に、合併後は、住民の負担は低い水準に、福祉などのサービスは高い水準に合わせるなどの取組みがなされています。合併協議会等で十分検討を行い、事務事業の効率化やスケールメリットの実現等により、行政サービス水準の維持が図られます。



## 財政面での不安はありませんか？

市町村合併に伴い、新しい行財政需要が生じることや、一定期間経過後は地方交付税額が減少すること等が、合併に消極的となる理由の一つとして挙げられることがあります。これに対しては、合併算定替の期間の延長や合併特例債の創設等の特例措置が制度化されています。

# 5

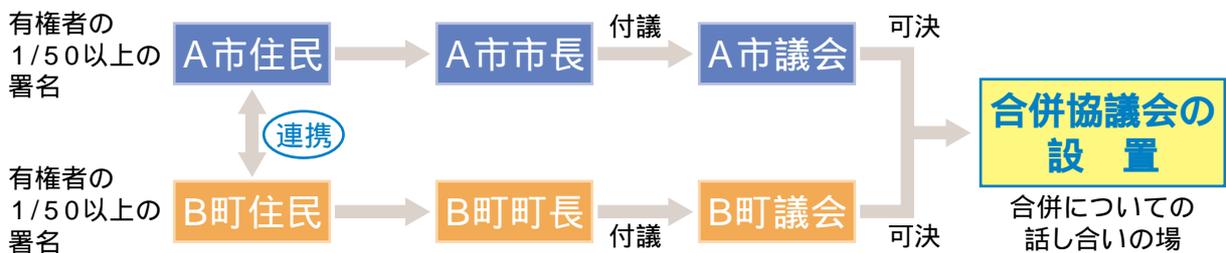
## 合併特例法の概要

合併特例法(「市町村の合併の特例に関する法律」)は、昭和40年に10年間の期限付きで施行されましたが、昭和50年、昭和60年、平成7年、平成11年、更に平成12年と改正され、今日に至っています。現在の法律の有効期限は、平成17年3月31日までとなっています。

この法律では、自主的な市町村の合併を推進するため、次のような制度が設けられています。

### 住民発議による合併協議会の設置

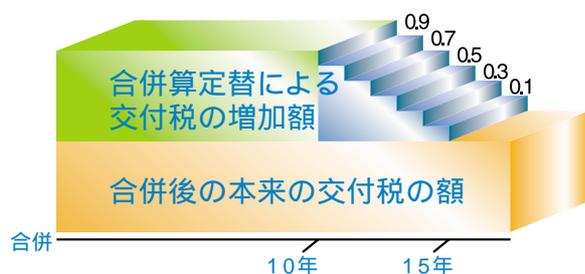
有権者は、その総数の50分の1以上の者の署名をもって、その代表者から市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができます。なお、平成11年の合併特例法の改正により、すべての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、各市町村長は、合併協議会設置協議について、各議会に付議しなければならないこととされました。



### 合併市町村に対する財政支援措置

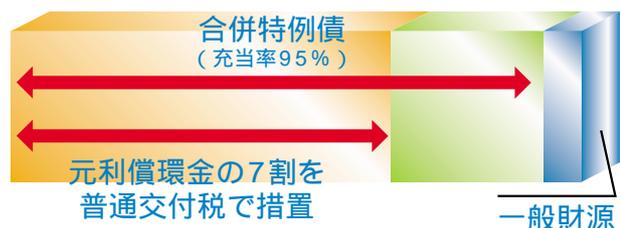
#### 地方交付税の額の算定の特例(合併算定替)

合併から10か年度(従来は5か年度)は、合併しなかった場合の地方交付税が全額保障されます。その後は5か年度で段階的に縮減されます。



#### 合併特例債の創設

市町村建設計画に基づいて行う事業のうち、特に必要と認められるものについては、合併が行われた年度から10か年度に限り、地方債をその財源とすることができ、その元利償還に要する経費の一部について、普通交付税により措置することとされています。



地方単独事業に加え、国庫補助事業についても財政措置の対象過疎債並の財政措置

## 地域審議会の設置

合併前の旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長に意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができます。



## 議員の定数特例・在任特例

合併後の一定期間に限り、議員の定数を増やしたり、合併前の市町村の議員が引き続き在任することができます。

## 市となるべき要件の特例

平成12年の合併特例法の改正により、平成16年3月31日までに合併が行われる場合には、人口3万以上を有することのみで市となることができるとされました。(なお、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併が行われる場合には、人口要件は5万以上が4万以上に緩和されていますが、これ以外の要件は緩和されていません。)

# 6

## 市町村合併に関する 県の取組みや支援策

市町村合併は、市町村の意向を尊重し、その自主性・主体性を基本としながら進められるべきものです。県においては、これらの点を十分踏まえながら、自主的な市町村合併を推進するため次の取組みや支援策を実施します。

### 気運の醸成

引き続き「市町村行政体制整備検討懇話会」等において、幅広く議論を重ねていただくとともに、講演会やシンポジウムの開催や支援、「奈良県広域行政・市町村合併ホームページ」(<http://www.pref.nara.jp/ctv/>)の拡充など継続的な情報提供を行います。



### 財政的な支援策の創設

(ア)

市町村や公共的団体等が行う、市町村合併に関する調査研究事業、講演会及びシンポジウム等に要する経費に対して補助をします。  
(補助率:1/2以内、上限:2,000千円/  
1事業主体・1年)

(イ)

任意の合併協議会を設置した市町村に対し設置された年度から2か年を限度に、当該協議会の活動に要する経費に対して補助をします。  
(補助率:1/2以内、上限:5,000千円/  
1協議会、期間:設置後2か年以内)

### 人的な支援策の充実

#### アドバイザー等の派遣

市町村や公共的団体等が行う市町村合併に関する講演会及びシンポジウム等に、アドバイザーや講師を派遣します。



#### 市町村合併相談コーナーの設置

市町村や公共的団体等さらには住民の方々からの市町村合併に関するご相談やご意見・質疑等にお答えする窓口として、平成13年1月から県市町村課内に「市町村合併相談コーナー」を開設しました。



場所:県総務部市町村課内(本庁舎4階) 電話:0742-26-4080(直通)  
電子メールアドレス:ctv@pref.nara.jp

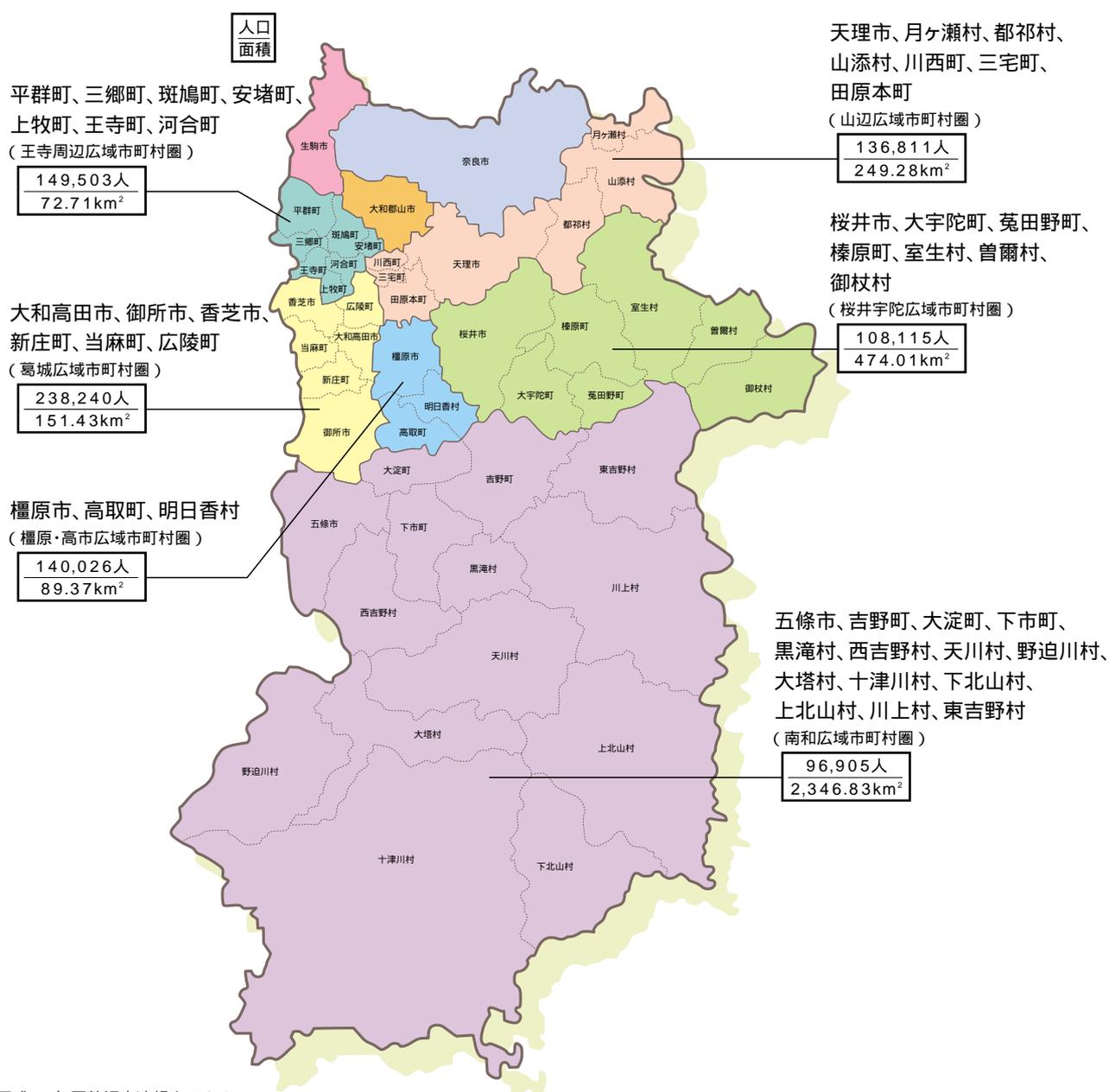
# 7

# 自主的な市町村合併に向けての検討資料

## 市町村の組合せの基本的なパターン

県では、市町村の行政体制整備、特に市町村合併について、広く議論がなされるための一つのきっかけを提供するため、「奈良県における市町村の行政体制整備について(奈良縣市町村合併推進要綱)」を策定し、昨年12月に公表しました。

この中では、自主的な市町村合併の議論を進めるにあたっての一つの参考としていただくため、市町村の結びつき等を総合的に勘案して、市町村の組合せの基本的なパターン(下図参照)と、各パターンごとのより小さな組合せ(P.9・10参照)を例示しています。

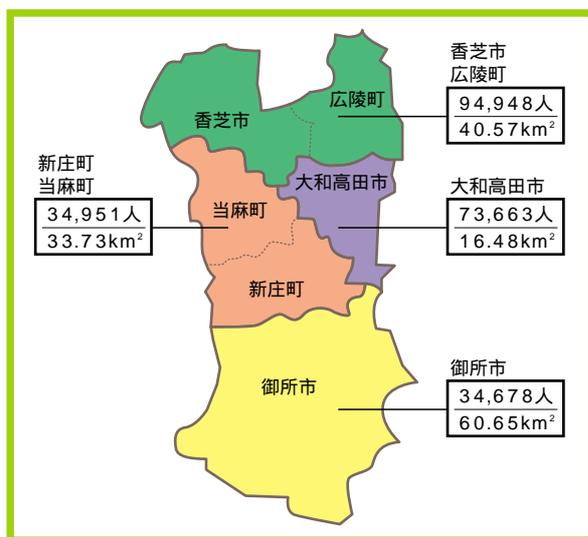


注)人口:平成12年国勢調査速報人口より  
面積:建設省国土地理院が公表した平成11年10月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調より

## 各パターンごとのより小さな組合せ

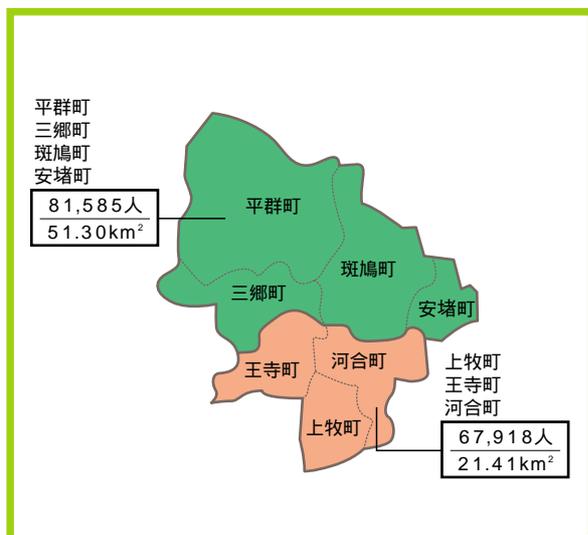
の基本的なパターンを視野に入れた上で、部分的・段階的な合併や、人口規模のより小さい合併についての市町村の組合せを示す場合、個々のパターンごとに次のような組合せが考えられ、今後の検討を進める際の参考となると考えられます。

葛城広域市町村圏の区域 人口  
面積



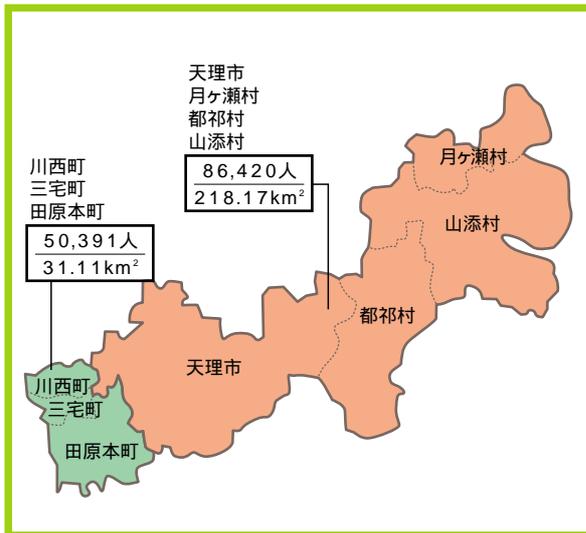
本圏域においては、香芝市と広陵町、新庄町と当麻町について、それぞれ強い結びつきが見られます。

王寺周辺広域市町村圏の区域 人口  
面積



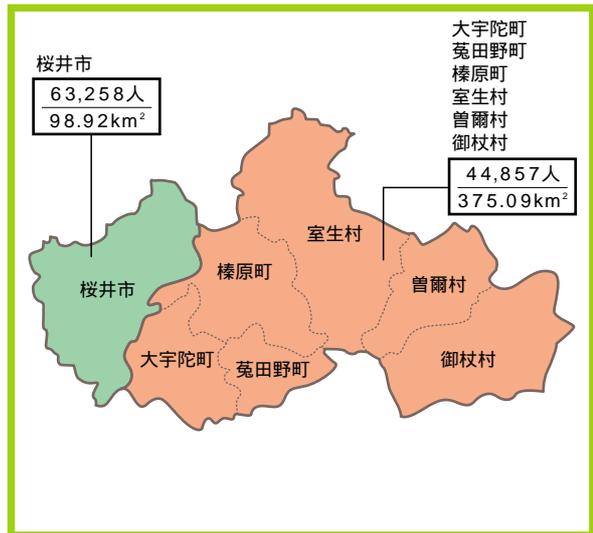
本圏域の市町村については、「第三次王寺周辺広域市町村圏計画」においても、王寺周辺広域市町村圏は「非常によいまとまりを持つ、ひとつの『都市』としてとらえることができる。」と記されています。一方、本圏域は生駒郡と北葛城郡の二つの郡の区域に含まれること等に注目することもできます。

### 山辺広域市町村圏の区域 人口 面積



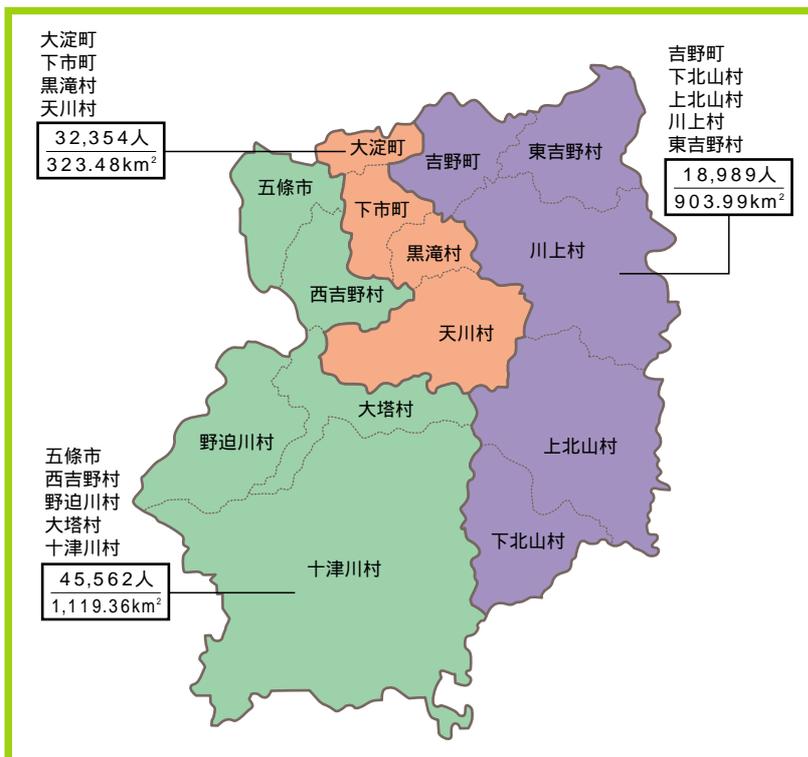
本圏域においては、天理市、月ヶ瀬村、都祁村及び山添村について、また、磯城郡の3町について、それぞれ強い結びつきが見られます。

### 桜井宇陀広域市町村圏の区域 人口 面積



本圏域においては、宇陀郡の6町村について強い結びつきが見られます。

### 南和広域市町村圏の区域 人口 面積



「南和広域市町村圏計画」(平成12年3月南和広域連合)においては、「広域行政推進での課題」として「ブロック別による広域行政の強化」及び「事業の効率性と効果性を踏まえた多様な連携構造の構築等」を挙げています。

前者については、「現在、地域間交流が盛んな国道168号、169号、309号という幹線道路を軸とした3つのブロックを基礎とした広域行政を強化していくことが望ましい。」として、左図のような組合せが記されています。

なお、大淀町については、吉野町とも強い結びつきが見られます。

市町村数の推移  
(本県)

年月日	区分			備考
	市町村数	市	町 村	
明治22年 4月 1日	154	0	154	市制町村制施行
昭和28年10月 1日	138	2	136	町村合併促進法施行
昭和31年 6月30日	90	5	85	新市町村建設促進法施行
昭和40年 3月29日	47	8	39	市町村の合併の特例に関する法律施行
平成12年 4月 1日	47	10	37	

## 人口と面積

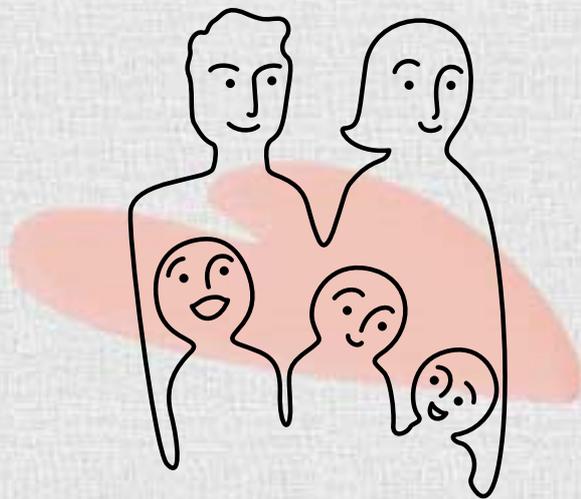
区分	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	備考
			人口密度(人/km <sup>2</sup> )
市町村計(本県)	1,449,146	3,691.09	392.61
市(10市)	1,041,079	722.67	1,440.60
町村(37町村)	408,067	2,968.42	137.47
1市町村あたり平均(本県)	30,833	78.53	392.61
市	104,108	72.27	1,440.60
町村	11,029	80.23	137.47
1市町村あたり平均(全国)	36,591	114.96	318.29
市(671市)	135,150	157.04	860.63
町村(2,558町村)	10,737	103.92	103.32

平成12年版全国市町村要覧より作成(東京23区等を含まない。)  
 (人口:平成12年3月31日現在の住民基本台帳による。  
 面積:建設省国土地理院が公表した平成11年10月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調による。)

市町村の  
決算規模及び伸率

(普通会計)

年度	歳入決算額(億円)	歳出決算額(億円)	歳入伸率(%)	歳出伸率(%)
平成2年度	4,479	4,274	8.9	8.9
平成3年度	4,875	4,658	8.8	9.0
平成4年度	5,049	4,842	3.6	4.0
平成5年度	5,202	5,017	3.0	3.6
平成6年度	5,297	5,134	1.8	2.3
平成7年度	5,713	5,509	7.8	7.3
平成8年度	5,687	5,503	0.4	0.1
平成9年度	5,581	5,406	1.9	1.8
平成10年度	5,770	5,601	3.4	3.6
平成11年度	5,898	5,713	2.2	2.0



総務部市町村課 平成13年5月発行

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL 0742-22-1101 内線 2258.2259  
「市町村合併相談コーナー」 直通電話 0742-26-4080  
ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/ctv/>  
電子メールアドレス [ctv@pref.nara.jp](mailto:ctv@pref.nara.jp)